

尖閣列島の

珊瑚漁業

古賀商店へ許可

本縣に珊瑚の所在については古き以前より謎の如くに閉ひなされて来たが愈々本格的に實現せられ本年の揚も高は二十數萬圓といふ躍進よりであり就中尖閣列島の周圍は大に有望視され一般の注目するところであつたが尖閣列島と縁故者たる古賀氏に許可される許可の要旨は次の如し  
△第七十一號

那覇市西本町丁目十五番地

一 漁獲物の場所 八重山郡 尖閣諸島

一 漁獲物の種類 珊瑚

一 漁業時期 自三月卅一日 至十月卅一日

一 漁船の數 一隻

一 従業者の數 十人

一 許可期間 壹ヶ年

一 條件又は制限 鯉釣漁業

一 銷延繩漁業又マチ釣漁業を妨げざる様操業すべし

なほ那覇市東町三丁目二十七番地末松重喜氏は漁業の新場を變更し沖繩本島近海に「八重山郡石垣町尖閣諸島」と追

加すべくこれ又去月廿一日許可された

1935年7月3日付先島朝日新聞3面

「尖閣列島の珊瑚漁業 古賀商店へ許可」

本県に珊瑚の所在については古き以前より謎の如くに謂ひなされて来たが愈々本格的に実現せられ本年の揚り高は二十数万円といふ躍進ぶりであり 就中尖閣列島の周囲は大に有望視され一般の注目するところであったが尖閣列島と縁故者たる古賀氏に許可された 許可の要旨は次の如し

△第七十一号

那覇市西本町四丁目十五番地

- 一 漁獲物の場所 八重山郡 尖閣諸島
- 一 漁業物の種類 珊瑚
- 一 漁業時期 自三月三十一日至十月三十一日
- 一 漁船の数 一隻
- 一 従業者の数 十人
- 一 許可期間 一ヶ年
- 一 条件又は制限 鰹釣漁業鮪延縄漁業又マチ漁業を妨げざる様操業すべし

なほ那覇市東町三丁目二十七番地末松重喜氏は漁業の所場を変更し沖縄本島近海に「八重山郡石垣町尖閣諸島」を追加すべくこれ又去月二十一日許可された。